監查公表第8号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた 旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和元年6月17日

新城市監査委員 近 藤 隆 新城市監査委員 滝 川 健 司

監査結果の措置対象 監査委員事務局

監査結果報告年月日 平成31年3月14日

監査結果に対する措置通知年月日 令和元年6月12日

講じた措置等の内容

【監査委員事務局】

《意見1》

財政援助団体等(公の施設の指定管理者を含む。)については監査間隔が空くため、 今後の監査の方向性、取り組み方を検討されたい。

《措置内容》

地方自治法第199条第7項に定める財政援助団体等に関する監査については、財政的援助を与えている団体、出資・支払保証団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせているものに対し実施することとされており、本市の対象は19団体(住民で構成されている団体は除く、①財政援助団体10団体、②出資比率25%以上の団体3団体、公の施設の指定管理者9団体、①~③で重複する団体は1団体でカウントする。)です。監査対象の団体数は多く、所管課の定例・行政監査、決算審査の内容や、他市での不適正な事案の発生状況などを勘案して、年間2団体を目途に選出して監査を実施しています。監査委員の任期に合わせ4年サイクルで実施すると年間4~5団体が望ましいですが、他の監査や現地査察を勘案すると2団体が限度ですので、今年度監査対象にならなかった団体のうち3団体に対し、書類のみの監査を実施することとします。書類は決算書・実績報告書等で、団体の選出方法については、監査委員と意見交換して決定してまいります。

《意見2》

各種監査時に各部局へ依頼する監査調書について、不明、未記入のもの、部局独自の様式を用い必要な項目を具備していないものが見受けられたので、監査をする上で見易く、各部局でも業務資料として使える資料となるよう検討されたい。また、調書の記載に当たっては、不備がないように各部局の指導を徹底されたい。

《措置内容》

今年度、市有財産の管理に係る総合調整を行う部署として財政課資産管理室が設けられましたので、監査資料として必要な項目やまとめ方だけでなく、各部局でも業務資料として使えるデータにするため、監査委員の意見をお伺いしつつ資産管理室とも調整し、監査基準の策定に併せて、今年度中に様式の是正を図ります。また、調書の記載に当たっては、不明、未記入等、不備のない資料となるよう各部局の指導を徹底してまいります。

《意見3》

定例・行政監査等の指摘事項等に対し各部局から提出される是正措置について、取組状況、進捗状況が明確でないものが見受けられるので、具体的に状況確認できる方法を検討されたい。

《措置内容》

監査結果に対する是正措置については、是正措置等通知に対する確認基準(A:是正・改善済、B:是正・改善見込、C:是正・改善に取組中、D:未取組、E:その他事業の廃止・終了により監査対象から外れたもの等)を設け、その後の取組状況・進捗状況を判定していますが、実際に改善されているかどうか具体的証拠資料の提出は求めていませんでした。今後は、要綱等の作成・予算措置など確認できる資料の提出を求め、是正・改善の確認を行います。